公立大学法人静岡文化芸術大学無料職業紹介業務運営規程

（目的）

第１条　この規程は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第33条の２第１項の規定に基づき、静岡文化芸術大学長（以下「学長」という。）が行う無料職業紹介事業（以下「職業紹介」という。）に関し、業務運営上必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（１）「学生等」とは、静岡文化芸術大学の各学部の学生及び卒業した者（ただし、卒業後３年以内の者に限る。）並びに大学院の学生及び修了した者（ただし、修了後３年以内の者に限る。）をいう。

（２）「職業紹介業務担当者」とは、静岡文化芸術大学において職業紹介に関する業務を担当する者をいう。

（３）「個人情報」とは、職業紹介業務の目的の達成に必要な学生等の個人情報をいう。

（４）「求人者」とは、学生等の採用を予定している企業等をいう。

（５）「求職者」とは、学生等のうち、就職を希望する者をいう。

（職業紹介の対象）

第３条　学長は、学生等に職業紹介を行う。

（職業紹介業務担当者）

第４条　学長は、職業紹介業務担当者を、職員の中から選任する。

（学生等の個人情報の収集及び管理）

第５条　学長は、個人情報を学生等本人から収集しなければならない。ただし、本人の同意がある場合、その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

２ 学長は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。個人情報を取り扱うことができる者については、別に定める。

（求人の申込み）

第６条　職業紹介業務担当者は、学生等に係る全ての求人の申込みについて、これを受理する。ただし、その申込みの内容が法第５条の６ただし書きに規定する事項に該当するものについては、この限りでない。

２ 求人者は、次の各号に規定する事項が含まれた任意の様式により求人を申込むものと

する。
（１）　職業安定法第５条の３第２項に規定する事項
（２）　青少年の雇用の促進等に関する法律第13条に規定する青少年雇用情報
（３）　求人者名及び所在地
（４）　代表者名
（５）　採用事務担当者の役職氏名
（６）　事業内容等事業所の概要
（７）　求人数
（８）　福利厚生
（９）　応募資格
(10)　応募書類
(11)　応募受付期間
(12)　選考方法
(13)　選考日時場所

（求職の申込み）
第７条　職業紹介業務担当者は、求職者のいかなる求職の申込みも、これを受理する。ただし、その申込みの内容が法第５条の７第１項ただし書きに規定する事項に該当するものについては、この限りでない。
２　求職者は、次の各号に規定する事項が含まれた任意の様式により求職を申込むものとする。
（１）　求職者氏名
（２）　生年月日
（３）　性別
（４）　現住所
（５）　学科
（６）　資格
（７）　就職希望の条件（業種、職種、勤務地）

（求人内容の周知）
第８条　求職者に対する求人内容の周知は、第６条第２項の規定により提出のあった求人票の写しの掲示等により行う。

（求職者の紹介）
第９条　求職者に対してはその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その希望に適合する求職者を紹介するように努めるものとする。
２　求職者への職業の紹介に際しては、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間

その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示することとする。

３　求職者を求人者に紹介するに際して、求人者から依頼があった場合には、次の各号に規定する事項が含まれた任意の様式により、紹介状を発行するものとする。

（１）　紹介年月日

（２）　求人者氏名

（３）　求職者氏名

（４）　職種

（５）　無料職業紹介事業者名・印

４ 労働争議（同盟罷業又は作業所閉鎖）中の事業所に対する紹介は争議が解決するまで行わないものとする。

（その他職業紹介業務担当者の責務）

第10条　職業紹介業務担当者は、求職者又は求人者に対して、職業紹介を公平に行い、優先的又は差別的な取り扱いをしてはならない。

２ 職業紹介業務担当者は、公共職業安定機関等と連携し、求職者及び求人者に必要な雇用情報等の提供に努めるものとする。

３ 職業紹介業務担当者は、その取り扱いに係る職業紹介の状況について、公共職業安定所等行政機関からの指示に基づき報告するものとする。

４ この規程に定めるものの他、職業紹介に関する業務の運営については、職業安定法等の関係諸法令の定めるところによる。

（事務）

第11条　職業紹介業務に関する事務は、学生支援室において処理する。

附　則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附　則

この改正は、平成27年11月27日から施行する。

附　則

この改正は、平成29年２月24日から施行する。

附　則

この改正は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和８年９月１日から施行する。